

## 第二部 計算結果証明報告

## 第二部 計算結果証明報告

- 1 責任範囲
- 2 証明の基準
- 3 計算結果証明

上記について、次の通り会計監査人からの監査報告書を受領している。

## 独立監査人の監査報告書

2020年7月17日

西日本電信電話株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松山和弘 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大木正志 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柴崎美帆 印

### 監査意見

当監査法人は、第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成9年12月19日郵政省令第91号）（以下「第一種接続会計規則」という。）第11条の規定に基づき、西日本電信電話株式会社の第21期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の接続会計財務諸表、すなわち損益計算書、使用平均資本及び資本報酬計算書、固定資産帰属明細表、設備区分別費用明細表及びその注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の接続会計財務諸表が、全ての重要な点において、第一種接続会計規則及び同規則第10条の規定により総務大臣に提出する基準及び手順に準拠して作成されているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「接続会計財務諸表の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項－接続会計財務諸表作成の基礎

（注）1及び2に記載されているとおり、接続会計財務諸表は、西日本電信電話株式会社が第一種接続会計規則第10条の定めにより総務大臣に提出するために、第一種接続会計規則及び同規則第10条の定めにより総務大臣に提出する基準及び手順に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の事項

西日本電信電話株式会社は、上記の接続会計財務諸表のほかに、2020年3月31日をもって終了する事業年度について、会社法の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した計算書類及びその附属明細書を作成しており、当監査法人は、これに対して、2020年5月13日に会社法の規定に基づく監査報告書を発行している。

## 接続会計財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、第一種接続会計規則及び同規則第10条の規定により総務大臣に提出する基準及び手順に準拠して接続会計財務諸表を作成することにある。また、接続会計財務諸表の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。経営者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない接続会計財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

接続会計財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき接続会計財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 接続会計財務諸表の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、接続会計財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から接続会計財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、接続会計財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 接続会計財務諸表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として接続会計財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において接続会計財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する接続会計財務諸表の注記事項が適切でない場合は、接続会計財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 接続会計財務諸表の表示及び注記事項が、第一種接続会計規則及び同規則第10条の規定により総務大臣に提出する基準及び手順に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。